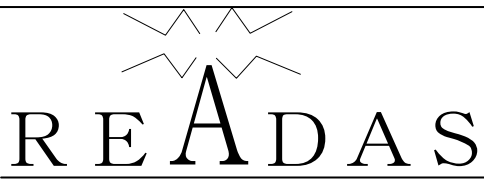


第 5173 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月26日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⤴ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の見直し

Q：平成27年度の税制改正では、国境を越えた役務の提供に対する消費税の見直しが行われるとか。どのようなのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍、音楽、広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする見直しが行われます。

概要は、次のとおりです。

・課税の見直し

内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直しがされます。

・課税方式の見直し

サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、①事業者向け取引については「リバースチャージ方式」を導入し、消費者向け取引については国外事業者が申告納税を行う方式となります。

リバースチャージ方式とは、通常であればサービスの提供者が納税義務者になるところ、これをサービスの受け手に納税義務を課す方式をいい、課税売上割合が95%以上の事業者においては事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外することとしています。

